

令和2年4月8日

保護者 様

埼玉県立児玉高等学校長 豊田 弘

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
県立高等学校等の臨時休業について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々御清祥のことと拝察申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症予防の対策に際しまして、御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当初4月8日（水）から学校を再開する予定でしたが、県の指示に基づき下記のとおり対応することになりました。御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、御家庭でも感染症予防に御留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業について

(1) 臨時休業期間

臨時休業期間を5月6日（水）まで延長します。なお、期間中の部活動はできません。

(2) 期間中の生活について

・別紙「新型コロナウイルス感染予防のために」を参照し、家庭での御協力をお願いいたします。

2 5月7日（木）の授業再開について

- ・8：40までに各教室に登校してください。
- ・状況の変化や県からの指示により学校の対応を変更する可能性があります。
- ・変更等がある場合は、ホームページ・一斉メール等で連絡を行います。
- ・登校日等の設定を予定しています。

担当：教頭 小泉 勝

電話：0495(72)1591